

◎新潟県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年12月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 米倉板山新発田線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市岡田字扇田716番1から	新	10.2～31.0メートル	678.9メートル
同市岡田字走出1715番2まで	旧	6.5～23.0メートル	670.6メートル